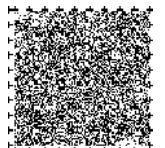




第3章

計画の基本的な考え方



1 基本理念・基本的な考え方

【基本理念】

味わいのある人生を歩もう ～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～

第4期障害者計画の基本的な考えを継承し、「障害者権利条約」の目的にある、障害者の人権や基本的自由の完全かつ平等な享有の促進、障害者固有の尊厳の尊重の促進等が土台となり、「味わいのある人生を歩もう～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～」とします。

第5期障害者計画では、障害のある方が、住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、障害のない方とともに本市における共生社会を実現していくための基本理念の基本的な考え方として以下の3点に整理します。

【基本的な考え方】

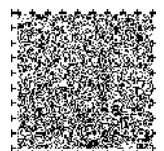
- (1) 自分らしく生き生きと暮らす
- (2) 安全で、安心して快適に暮らす
- (3) 地域でともに支え合い、生き生きと活動する

【共生の考え方の位置付け（障害者基本法から抜粋）】

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。



(1) 自分らしく生き生きと暮らす

障害のある方を含めた全ての人が、障害の有無にかかわらず、自分の意思のもとづき、自立した生活ができるようなサービスや支援の提供を行い、お互いに支え合って幸せを分かち合えるような、安らぎや味わいに満ちた豊かな生活を送ることができるような社会を目指します。

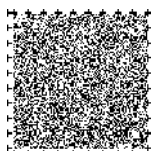
また、障害のある方の身体的、精神的、社会的な自立能力を引き出すとともに、ライフステージの全ての段階において、障害のある方の自立と社会参加を促進し、個々の能力が最大限に発揮され、自分らしく生き生きと暮らせる社会を目指します。

(2) 安全で、安心して快適に暮らす

様々な関係機関や団体等が連携・協力し、全ての人が、地域の担い手として支え合いながら、安全で、安心して快適に暮らせる環境を目指し、自らの様々な側面をありのままに受け入れることを通してみつけた自分らしい生き方が、自己の形成や成長のプロセスをより豊かなものへと導いていけるような社会を目指します。

(3) 地域でともに支え合い、生き生きと活動する

障害のある方が、社会を構成する一員として、就労やスポーツ、文化活動など、あらゆる分野において、その活動が確保され、生きがいをもって自己実現に向けて取り組める社会、誰もが人として生きている充実感を味わえるような豊かな社会を目指します。



2 重点的な取組

主要な課題を踏まえ、基本理念にもとづいて障害者施策等を推進する上で、より効果的かつ効率的に施策を推進するため、重点的な取組を実施することにより、施策全体の推進を図ります。

そこで、第5期障害者計画では、次の7点を重点的な取組として推進します。

- (1) 情報提供・相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 障害者差別の解消とアクセシビリティの向上
- (4) 安全で、安心して暮らせるまちづくりの推進
- (5) 切れ目のない支援体制の整備
- (6) 障害児支援の強化
- (7) 障害者の社会参加の推進

(1) 情報提供・相談支援の充実・・・・・・・・

ア 障がい者サポートセンターの充実

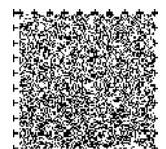
障害のある方、その家族および障害者団体のための拠点施設として、平成23年4月1日に開設した「青梅市障がい者サポートセンター」(以下「サポートセンター」という。)では、一般相談のほか、臨床心理士や専門知識を持つ相談員による発達障害や高次脳機能障害、就労等に関する専門相談や、各種プログラム、交流、情報提供など障害のある方とその家族のための生活支援に重要な役割を担っており、機能強化・充実を図ります。

イ 障害者虐待防止機能の充実

障害者虐待防止法の目的に即し、現在、障害者虐待に関する連絡について、サポートセンターや障がい者福祉課に機能を持たせ、障害者虐待の通報窓口や相談等を行うとともに、虐待の未然防止、発生後の早期解決を図っております。今後も、障害者虐待防止のため、地域における関係機関等の協力体制の充実を図り、連携協力体制整備事業や、家庭訪問、相談窓口の強化、一時保護のための居室の確保、カウンセリング等の家庭訪問等個別支援事業などの取組が必要となります。

ウ 基幹相談支援センターの検討

身体、知的、精神3障害の相談支援を総合的・専門的に行う基幹相談支援センターについては、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援等、相談支援に関する業務を総合的に行う施設として、その機能を有することが求められています。



したがって、相談員等においては専門性の高い人材の確保が必要となってくることから、総合相談、専門相談、権利擁護、地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターの整備の在り方について検討します。

エ 自立生活援助、就労定着支援の推進

平成30年度から創設された、施設や病院に入所している障害のある方が地域生活に移行した後、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う自立生活援助や、就労移行支援等を利用して、一般就労された方に対し、就労の継続を図るため、対面による相談や助言、企業への訪問、連絡調整等の支援を行う就労定着支援について、引き続き、丁寧な情報提供による周知・利用促進を図ります。

オ 計画相談の体制整備と質的向上

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する全ての利用者にサービス等利用計画（または障害児支援利用計画）を作成および支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行っています。相談支援専門員が確実に相談支援業務に従事し、計画作成を担うとともに、障害者ケアマネジメントにもとづく質の高い計画が作成できるような体制整備を推進します。また、自立支援協議会を通じて相談支援事業者と市の意見交換や、相談支援事業所連絡会等による事業者間のネットワークの構築など、地域において、関係者間の情報・連携を密にし、計画促進および計画の質的向上の取組を進めます。

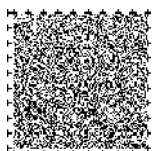
(2) 障害福祉サービスの充実・・・・・・・・

ア 将来必要なサービスの充実

障害のある方のニーズに対応して、必要なサービスが提供できるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。特に、障害のある方のニーズが高い、生活介護、短期入所、日中一時支援、グループホーム等のサービスについては、必要なサービスが提供できるよう、民間事業者の活用を含め、障害福祉サービスの充実を図ります。

イ 福祉人材の確保・育成

福祉サービスの利用者の生活を支えるためには、福祉サービスを担う福祉人材（福祉従事者）を安定的に確保するとともに、より良いサービス提供に向け研修などにより育成を図る必要があります。



そのために、福祉従事者にとって働きやすい職場環境をつくり、定着を図るとともに、福祉人材の育成・定着に向け、職員のスキルアップを図るための研修や人材定着・離職防止を図るための相談支援、働きやすい職場づくりに向けた事業者への支援などを推進します。さらに、社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアの養成・確保に努めます。

ウ 必要なサービスの基盤整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、入所施設の必要性を正確に把握し、社会資源としての機能を勘案し、多機能化や設置の在り方を検討します。また、医療的ケアが必要な重度心身障害者（児）については、医療機関との連携を強化するとともに、日中活動の場として対応できる通所施設・サービス事業者の開拓・支援確保に努めます。

(3) 障害者差別の解消とアクセシビリティの向上・・・・・・・・

共生社会の実現に向け、青梅市の障害者差別解消条例を制定し、本市における障害や障害のある方への理解を深め、差別をなくす取組をより一層推進してまいります。障害のある方が安全に、安心して生活できる住環境や、移動しやすい環境を整備し、合理的配慮*1にもとづき、障害のある方の生活環境における社会的障壁を取り除き、地域における、施設、設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさといったあらゆる場面におけるアクセシビリティ*2の向上を図ります。

*1 合理的配慮とは障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に適切に行われる対応です。

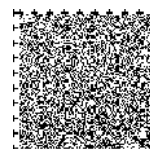
*2 アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのことです。

(4) 安全で、安心して暮らせるまちづくりの推進・・・・・・・・

障害のある方が住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で、安心して暮らし続けていくためには、住まいの確保は重要であり、また親亡き後を見据えた居住の場の整備などの観点から、今後も引き続きグループホームの設置、開設に向けた取組を進めていきます。

災害時に障害のある方の安全・安心が確保できるように、支援体制の充実に努めます。

また、防犯活動の支援や広報活動により、悪徳商法の手口の紹介や防止方法などの啓発、情報提供を推進し、障害のある方の犯罪被害防止を図ります。



(5) 切れ目のない支援体制の整備

障害のある方やその家族に対し、どの世代においても障害に応じて必要な支援が受けられるように、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築を推進します。

また、家族や保護者への支援について、レスパイトなどの環境を整えていきます。

発達障害者への支援は、早期発見・早期支援が重要であり、巡回支援専門員による保育所等子どもやその親が集まる施設を巡回し、施設のスタッフや親に対し助言等の支援を行うなどの体制の充実を図るなど、地域生活の支援強化に努めます。

65歳を迎える障害のある方が、障害福祉サービスから介護保険サービスへ適切に移行できるよう、地域包括支援センターとの連携強化を図ります。

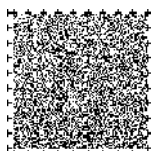
(6) 障害児支援の強化

障害のある子どもについては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、教育、保育等の関係機関と連携を図った上で、障害のある子どもおよびその家族に対して、乳幼児期から成長の段階に応じた切れ目のない支援を受けながら、障害の軽減や疾病の早期発見と適切な医療、訓練を受ける体制が整備されていることが重要です。

障害のある子どもにとって、身近な地域で支援を受けられるようにする児童発達支援、放課後など、生活能力向上のための訓練および居場所を確保する放課後等デイサービスの実施および質の向上に努めます。市内外施設等とも連携し、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援等の支援の在り方を、引き続き検討します。

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

医療的ケア児支援については、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場の設置について検討します。また、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などの役割を担うコーディネーターの配置についても検討します。



(7) 障害者の社会参加の推進

ア 障害者就労の支援

障害のある方が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していただけるよう、「青梅市障害者就労支援センター」における登録者数の増加および相談・就職・定着支援等の機能の充実を図ります。引き続き、ハローワークや企業、特別支援学校、商工会議所等の関係機関との連携を強化するとともに、就労支援事業所の計画的整備、民間企業等における職場開拓、障害者優先調達支援法にかかる調達方針にもとづき積極的な調達の推進など、障害のある方の就労を実現し、継続していくための支援を充実していきます。

イ 交流機会の拡大

日中活動への参加については、文化・芸術・スポーツ等の活動や、生涯学習、余暇活動に対する支援を継続していきます。障害のある方が地域で生き生きと暮らすため、地域交流につながるイベント等を開催するとともに、地域活動への参加を促進します。また、障害の有無に関わらず、共に学ぶ事業を開催し、全ての市民が障害についての理解を深めるため、福祉教育を推進していきます。

